

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

岩手県人事委員会規則第13号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教育職給料表の適用範囲) 第4条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に適用する。 (1) 高等学校又は特別支援学校（以下「高等学校等」という。）に勤務する校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員 (2)～(9) [略] (10) 農業大学校に勤務する教授、 <u>助教授</u> 、講師、 <u>技師</u> 及び行政専門員（教育職給料表の適用を受けていた職員から当該教授、 <u>助教授</u> 、講師、 <u>技師</u> 又は行政専門員となった者に限る。） (11) 産業技術短期大学校に勤務する教授、 <u>助教授</u> 、講師及び技術指導員（教育職給料表の適用を受けていた職員から当該教授、 <u>助教授</u> 、講師又は技術指導員となった者に限る。）  2 [略]	(教育職給料表の適用範囲) 第4条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に適用する。 (1) 高等学校又は特別支援学校（以下「高等学校等」という。）に勤務する校長、副校長、教頭、指導教諭、 <u>指導養護教諭</u> 、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、 <u>実習教諭</u> 、実習助手及び寄宿舎指導員 (2)～(9) [略] (10) 農業大学校に勤務する <u>部長</u> 、教授、 <u>准教授</u> 、 <u>主査講師</u> 、 <u>主任講師</u> 、講師及び行政専門員（教育職給料表の適用を受けていた職員から当該 <u>部長</u> 、教授、 <u>准教授</u> 、 <u>主査講師</u> 、 <u>主任講師</u> 、講師又は行政専門員となった者に限る。） (11) 産業技術短期大学校に勤務する教授、 <u>准教授</u> 、 <u>主査講師</u> 、 <u>主査技術指導員</u> 、 <u>主任講師</u> 、 <u>主任技術指導員</u> 、講師及び技術指導員（教育職給料表の適用を受けていた職員から当該教授、 <u>准教授</u> 、 <u>主査講師</u> 、 <u>主査技術指導員</u> 、 <u>主任講師</u> 、 <u>主任技術指導員</u> 、講師又は技術指導員となった者に限る。）  2 [略]
第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。 (1) 中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師 (2)・(3) [略] (4) 中学校 <u>又は</u> 小学校の指導に従事する指導主事 (5) 中学校 <u>又は</u> 小学校の経営指導に従事する経営指導主事 (6) [略]	第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。 (1) 中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、 <u>指導養護教諭</u> 、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師 (2)・(3) [略] (4) 中学校、 <u>小学校又は義務教育学校</u> の指導に従事する指導主事 (5) 中学校、 <u>小学校又は義務教育学校</u> の経営指導に従事する経営指導主事 (6) [略]
2 [略]	2 [略]
第7条 給与等条例に定める教育職給料表は、中学校 <u>又は</u> 小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教	第7条 給与等条例に定める教育職給料表は、中学校、 <u>小学校</u> <u>又は義務教育学校</u> に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭

諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。	、指導教諭、 <u>指導養護教諭</u> 、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
2 [略] 第12条 給与等条例に定める医療職給料表は、中学校、小学校又は共同調理場に勤務する学校栄養職員に適用する。	2 [略] 第12条 給与等条例に定める医療職給料表は、中学校、小学校、 <u>義務教育学校</u> 又は共同調理場に勤務する学校栄養職員に適用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。